

木住協リフォーム支援制度
省令準耐火構造リフォームの推進に向けて

2014 年 7 月

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

はじめに（本書について）

- * 木住協リフォーム支援制度では、リフォームにより住宅の性能を向上する取り組みを推奨しています。その一環で火災時の安全性を向上するための方策のひとつとして、木造軸組工法による住宅を省令準耐火構造とするリフォームが考えられます。
- * 木住協では、省令準耐火構造の住宅の仕様に関する検証・検討が従来から行われており、住宅金融支援機構から承認を得て「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅 特記仕様書（木住協仕様）マニュアル（2013 年版）」を作成し、普及推進を図っています。
- * 今般、木住協リフォーム支援制度の取組みとして、既存の木造軸組工法による住宅を省令準耐火構造にリフォームする際の主に設計時における留意事項等を取り纏め、リフォーム支援制度の技術研修を通じて、木住協会員に情報提供することとなりました。
- * 既存住宅の省令準耐火構造リフォームは、住宅の現況仕様を踏まえて、他の目的のリフォームと組み合わせて実施することが現実的であると考えられます。本書では、実施の検討に際しての要点等を整理していますので、実務の一助として頂けるものと考えております。

2014年7月

（一社）日本木造住宅産業協会
住宅生産技術委員会

目 次

はじめに（本書について）

1	省令耐火構造リフォームとは	1
2	本稿の位置づけと運用について	1
3	省令準耐火構造リフォームを行う利点	2
4	省令準耐火構造の各部仕様	4
5	省令準耐火構造リフォーム検討上の留意点	6
6	省令準耐火構造の既存住宅をリフォームする場合	11

1 省令耐火構造リフォームとは

- ・省令準耐火構造リフォームとは、既存の木造軸組工法による住宅を省令準耐火構造に適合するように改修するリフォームをいいます。
- ・省令準耐火構造は、一定の防耐火性能を備えた木造住宅で、火災保険および地震保険の保険料を軽減することができます。木住協では「木造軸組工法による省令準耐火構造（木住協仕様）」の整理を行い、住宅金融支援機構から承認を得て、その普及推進につとめてきました。
- ・既存木造住宅の万一の火災時の安全性確保や防耐火性能を向上するためには、技術的な検証の裏付けや実用化の実績のある「省令準耐火構造（木住協仕様）」へのリフォームを推進することが方策の一つであると考えられます。
- ・部分的なリフォームを実施する場合で、建物全体が省令準耐火構造（木住協仕様）に適合するようにならない場合は、省令準耐火構造リフォームとは言えません。

2 本稿の位置づけと運用について

本稿は、木住協リフォーム支援制度の一環として、既存木造住宅を「省令準耐火構造（木住協仕様）」にリフォームするにあたっての基本的な情報、手順、留意点などを整理し、会員向けに提供しようとするものです。

- ・「省令準耐火構造（木住協仕様）」に関する技術的な内容等については、「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅 特記仕様書（木住協仕様）マニュアル（2013年版）」（一般社団法人 日本木造住宅産業協会 技術開発委員会 木造防耐火性能研究WG 編集発行、平成25年5月改訂）に取り纏められていますので、そちらを参照してください（以下、「木住協仕様マニュアル」といいます）。(図1)

- ・木住協では、木住協会員向けに、木住協仕様マニュアルを用いた講習会を随時行い、技術者の養成、技術の普及促進をはかっています。省令準耐火構造リフォームを実施するためには、この講習会を受講し、技術的な内容を理解していることが必要となります。それは住宅金融支援機構からの「木住協仕様」の承認要件で、木住協実施の講習会受講者がいる会員会社での使用と規定されているためです。リフォームであっても同様の扱いです。
- ・既に受講済みの方がいる会員会社は、新築とリフォームのどちらにも使用可能です。（講習会の詳細については、協会ホームページをご覧ください。）
- ・木住協の省令準耐火構造を使用するための手順は次の通りです。

- ①講習会受講
- ②代表管理者登録
- ③特記仕様書購入
- ④契約書に特記仕様書を付ける
- ⑤設計・施工チェックリスト（特記仕様書に添付されている）記入
- ⑥実施管理者によるチェック（記名・捺印、保管）
- ⑦実績報告

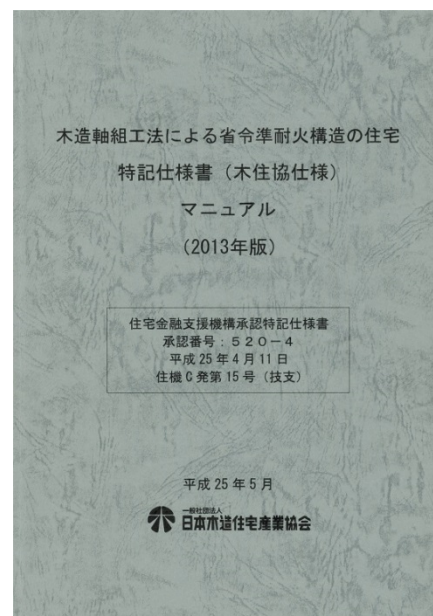


図1 省令準耐火構造(木住協仕様)マニュアル

※マニュアルは、変更承認を取得したら変わります

3 省令準耐火構造リフォームを行う利点

既存木造住宅を省令準耐火構造（木住協仕様）にリフォームする利点として、大きく次の2点を挙げることができます。（図2）

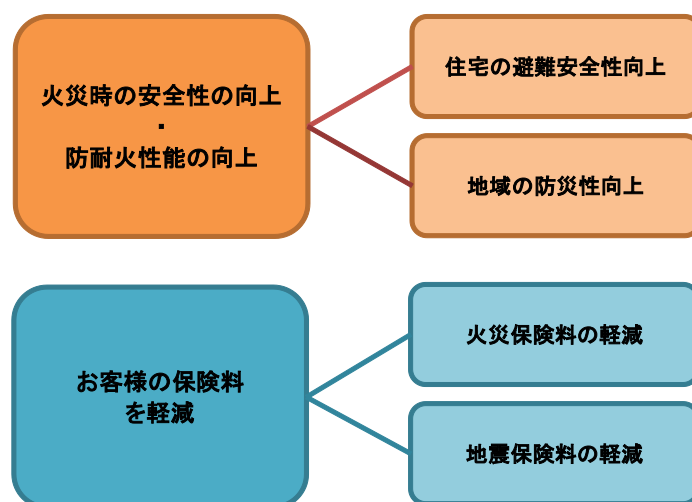


図2 省令準耐火構造（木住協仕様）の住宅の利点

① 火災時の安全性・防耐火性能の向上に寄与します

①ーイ 個々の住宅の安全性を向上します

既存木造住宅の中には、防耐火性能を満たさないものが少なくありません。省令準耐火構造（木住協仕様）の住宅は、所定の防耐火性能が確認されており、万一火災が発生しても住宅内で延焼・火災拡大する速度を遅くして、避難のための時間を確保します。また、火災が小さい段階で消防が到着でき、初期消火できる可能性が増します。

①ーロ 地域の安全性を向上します

都市部には、防耐火性能が低い木造住宅が密集し、地震災害時などに規模の大きな火災の発生が懸念される地域（木造住宅密集地域など）があります。省令準耐火構造（木住協仕様）へのリフォームは、個々の住宅の火災安全性に加えて、地域の防火性・防災性の向上に寄与します。木密地域の不燃化が遅れている地域では、自治体等の支援を含め、住宅の防耐火性向上の推進が期待されます。なお、自治体により要求される防耐火性能の要件は異なりますので、リフォームの事前に調査を行い、適切な対応を講じることが大切です。

② お客様の保険料による出費を軽減します

②ーイ 火災保険料が軽減されます

省令準耐火構造（木住協仕様）の住宅は、火災保険の「T構造」（耐火）の区分に該当し、一般の木造住宅（H構造）に比べて割安な保険料で火災保険に加入することができます（詳しい内容は、各保険会社にお問い合わせください）。

〔保険料の例〕※下記は2014年7月時点の保険料です。

保険料試算条件：三井住友海上（GKすまいの保険、6つの補償プラン）

東京都所在、専有延面積100㎡、戸建、建物保険金額2,000万円（免責金額1万円）、

事故時諸費用特約（損害保険金×20%、300万円限度）、

地震火災費用特約（損害保険金×5%、300万円限度）、割引適用なし

○35年一括払いの場合

一般木造保険料 …… 831,730 円

省令準耐火構造保険料 …… 412,720 円

保険料の差額（35年分） 419,010 円

○1年払いの場合

一般木造保険料 …… 33,580 円

省令準耐火構造保険料 …… 16,600 円

保険料の差額（1年分） 16,920 円 → 保険料の差額（35年分換算） 592,200 円

②ーロ 地震保険料が軽減されます

省令準耐火構造（木住協仕様）の住宅は、地震保険の「T構造」の区分が適用され、一般の木造住宅（H構造）に比べて割安な保険料で地震保険に加入することができます（詳しい内容は、各保険会社にお問い合わせください）。

〔保険料の例〕※下記は2014年7月時点の保険料です。

保険料試算条件：東京都所在、専有延面積100㎡、保険金額1,000万円、割引適用なし

○5年払いの場合

一般木造保険料 …… 145,100 円

省令準耐火構造保険料 …… 89,900 円

保険料の差額（5年分） 55,200 円 → 保険料の差額（35年分換算） 386,400 円

○1年払いの場合

一般木造保険料 …… 32,600 円

省令準耐火構造保険料 …… 20,200 円

保険料の差額（1年分） 12,400 円 → 保険料の差額（35年分換算） 434,000 円

4 省令準耐火構造の各部仕様

省令準耐火構造（木住協仕様）とするためには、外部および内部、またその取り合い部に所定の防耐火性能を有する材料・構法を用いる必要があります。ここでは戸建て木造住宅における省令準耐火構造の仕様の概要を紹介します（詳細については、「木住協仕様マニュアル」を参照してください）。

① 全体概要

- ・外部では、屋根を不燃材料、外壁・軒裏を防火構造とします。
- ・内部では、内壁（外壁の室内側、間仕切り壁）、天井（屋根直下、屋根直下以外）を一定の防火性能を有する下地材、仕上げ材（防火被覆材）とします。
- ・外壁と天井の取り合い部、間仕切り壁と天井の取り合い部には、火災発生時の延焼防止のための措置（ファイヤーストップ）を講じます。（図3）

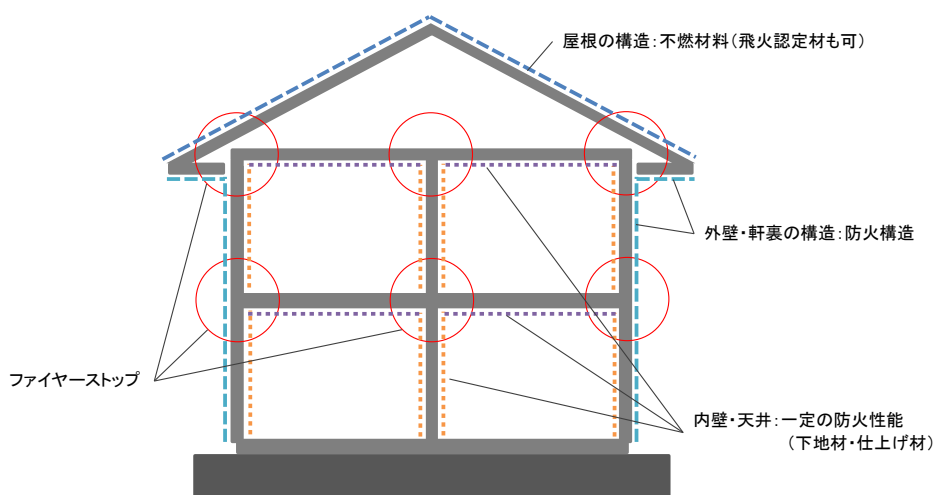


図3 省令準耐火構造(木住協仕様)の各部仕様(全体概要)

② 各部の仕様の例

- ・内壁、天井、ファイヤーストップの主な仕様を、図4に掲げます。せっこうボード、木材、断熱材などの材料について、所定の厚さ、層構成が定められています。間柱や受け材、天井野縁など下地材の仕様も定められています。

内 壁	天 井	ファイヤーストップ
せっこうボード12.5mm	強化せっこうボード12.5mm（屋根直下はせっこうボードでも可）	せっこうボード12.5mm張り上げ
せっこうボード9.5mm × 2枚	せっこうボード9.5mm × 2枚	木材 厚さ30mm以上
せっこうラスボード7mm + プラスター8mm	せっこうボード9.5mm + ロックウール吸音板9mm	断熱材（ロックウール・グラスウール50mm以上 （かさ比重0.024以上）またはグラスウール 100mm以上（かさ比重0.01以上））

図4 省令準耐火構造(木住協仕様)の各部仕様の例(概要)

- ・表1は、屋根、外壁、軒裏を含む仕様の一部を抜粋したものです。取り扱い方法などを含む詳細な内容については、「木住協仕様マニュアル」を参照してください。

表1 省令準耐火構造(木住協仕様)の各部仕様の例(抜粋)

部位		構造及び防火被覆材	当該仕様の告示番号 下地材・被覆材目地部の処理等
外部	屋根	不燃材料	平成12年建設省告示第1365号
		準耐火構造・耐火構造	
		飛び火に関する認定仕様(DR認定)も可	
	外壁屋外側	防火構造	平成12年建設省告示第1359号
		認定防火構造	
		準耐火構造(外壁屋外側仕様)	平成12年建設省告示第1358号
	軒裏	防火構造	平成12年建設省告示第1359号
認定防火構造			
準耐火構造(軒裏の仕様)		平成12年建設省告示第1358号	
内壁	外壁室内側 (大壁・真壁)	せっこうボード厚12.5mm	間柱45mm×45mm以上・500mm以下間隔 (被覆材の目地以外の箇所は30mm×105mm 以上としてもよい) 壁の内部を間柱、不燃断熱材で500mm以下 の間隔で区画 1枚張りの場合、目地部に間柱または当て木 2枚張りの場合、被覆材の目地をずらす 真壁の柱取り合い部に受け材30mm×38mm
		せっこうボード厚9.5mm×2枚	
		せっこうラスボード厚7mm＋プラスター厚8mm (外壁を認定防火構造の場合に使用可)	
		防火構造、認定防火構造の屋外側の仕様	
	間仕切り壁 (大壁・真壁)	せっこうボード厚12.5mm	
		せっこうボード厚9.5mm×2枚	
		せっこうラスボード厚7mm＋プラスター厚8mm	
	防火構造、認定防火構造の屋外側の仕様		
天井	屋根直下の天井	せっこうボード厚9.5mm×2枚	木製野縁(30mm×38mm)または鋼製野縁・ 500mm以下間隔
		せっこうボード厚9.5mm＋ロックウール吸音板厚9mm	
		せっこうボード厚12.5mm	
	屋根直下以外 の天井	せっこうボード厚9.5mm×2枚	同上
		せっこうボード厚9.5mm＋ロックウール吸音板厚9mm	1枚張りの場合、目地部に当て木または裏面 に不燃断熱材(グラスウール厚100mm等)
		強化せっこうボード厚12.5mm	2枚張りの場合、被覆材の目地をずらす
ファイヤーストップ (天井と外壁・間仕切り壁 の取り付け部、各室間区画)		せっこうボード厚12.5mm	
		木材 厚30mm	
		不燃断熱材(ロックウール厚50mm、グラスウール厚100mm)	

注記

- 1) 内壁の防火被覆材と柱及び間柱のあいだに、指定の補助面材を設けることができる。
- 2) 室内に面する柱の断面は、105mm角以上、120mm角または105mm×150mm以上
- 3) 室内に面するはりの断面は105mm×105mm以上(1面ないし2面露出)、120mm×120mmまたは105mm×150mm以上、
「ちり」の見付け幅25mm以下は露出面に算入しない。
- 4) 屋根直下の天井: 最上階の天井や下屋部分の天井(2階建の場合、2階部分の天井及び1階のうち下屋部分の天井)
- 5) 屋根直下以外の天井: 上部に居室等がある部分の天井(2階建の場合、1階部分で下屋部分を除く天井)
- 6) 壁、天井の防火被覆材を貫通して設備機器を取り付ける場合、当該器具の裏面に防火被覆を施す等の措置を講じる。

5 省令準耐火構造リフォーム検討上の留意点

ここでは、省令準耐火構造でない既存木造住宅について、省令準耐火構造（木住協仕様）のリフォームを推進する上でポイントの説明します。

①前提となる考え方

省令準耐火構造リフォームは、お客様が要望して実施するといったケースは少なく、他の目的のリフォームの実施に合わせて会員事業者がお客様にお奨めするようなケースが一般的であると考えられます。

②住宅の現行仕様等の確認方法

既存木造住宅の現行仕様が省令準耐火構造の仕様に適合している場合には、当該部分について既存仕様をそのまま利用し、撤去・交換をしないで済むこともあります。

ここでは、調査・診断時に現行仕様を確認し、その後の処置を判断する検討手順を示します。

- ・省令準耐火構造（木住協仕様）は、外壁や軒裏が防火構造に該当するかどうか、また、天井や内壁の下地面材の種類・厚さ、天井野縁や間柱・受け材などの下地材の断面寸法・設置位置などを規定しています。
- ・木住協リフォーム支援制度の現況調査は、住宅各部の材料や構法等について目視調査を行い仕様の概要を確認するものですので、隠蔽されている下地部分の仕様は把握できません。したがって、省令準耐火構造仕様との照合は、信頼できる図書等を確認することが必要となります。

以上のことを踏まえ、イ．図書等がある場合、ロ．図書等がない場合、のそれぞれについて検討手順を例示します。

イ．図書等がある場合

a) 図書等と準耐火構造仕様とを照合

既存住宅の図書等（仕様書、仕上げ表、矩計図、その他の図書）と、省令準耐火構造で定められた仕様とを照合する。

b) 実物の仕様が図書等と相違がないことを確認

実物の各部仕様を目視し、図書等の内容から変更がないことを確認する。（特に、図書等との照合により、省令準耐火構造仕様に適合している部分は注意する。）

c) 撤去・交換する部分の想定検討

c-1) 現行仕様が省令準耐火構造仕様に適合している部分

現行仕様をそのまま利用することを検討（但し、他の部位やファイヤーストップとの取り合い処理については、撤去・交換を含む方法を検討）

c-2) 現行仕様が省令準耐火構造仕様に適合していない部分

現行仕様を撤去し、適合仕様に交換することを検討（交換後の仕上げ材の種類を勘案して仕様を選定し、交換方法等を検討する。）

d) 工事時の対応（撤去・交換する部分・工法等の検討）

リフォーム工事時における仕上げ材撤去後、隠蔽された下地材等の仕様・納まり方法を確認し、撤去・交換する部分・工法等の検討を行い、必要に応じてc)の想定内容の見直しを行う。

ロ. 図書等がない場合

a) 実物の仕様の目視による確認

実物を目視し、省令準耐火構造仕様に適合していることが明らかな部分の有無を確認する。(原則としては、屋根、外壁を除き、現行仕様が省令準耐火構造仕様に適合しないものとして扱うことが望ましい。)

以下、イのc)、d)と同様の手順とする。

③想定される既存住宅の仕様(木住協仕様への適合状況)

- ・図面等がない場合には、既存木造住宅に使われている材料・構法を特定することが難しいと言えます。しかし、既存木造住宅に使用されている材料・構法は、建設年代によって傾向がありますので、各年代の代表的な仕様について理解しておくことは、省令準耐火構造リフォームの実施を検討する上での手助けとなるでしょう。
- ・図6に、住宅金融公庫(現在の住宅金融支援機構)工事仕様書などを参考にして、1980年代後半に建設された(築25~30年程度経過した)木造住宅の関連部位の仕様を例示し、省令準耐火構造(木住協仕様)に該当するかどうかを示します。建設地や設計者・施工者の違いなどにより、木造住宅の仕様は様々ですので、あくまでも目安としてください。

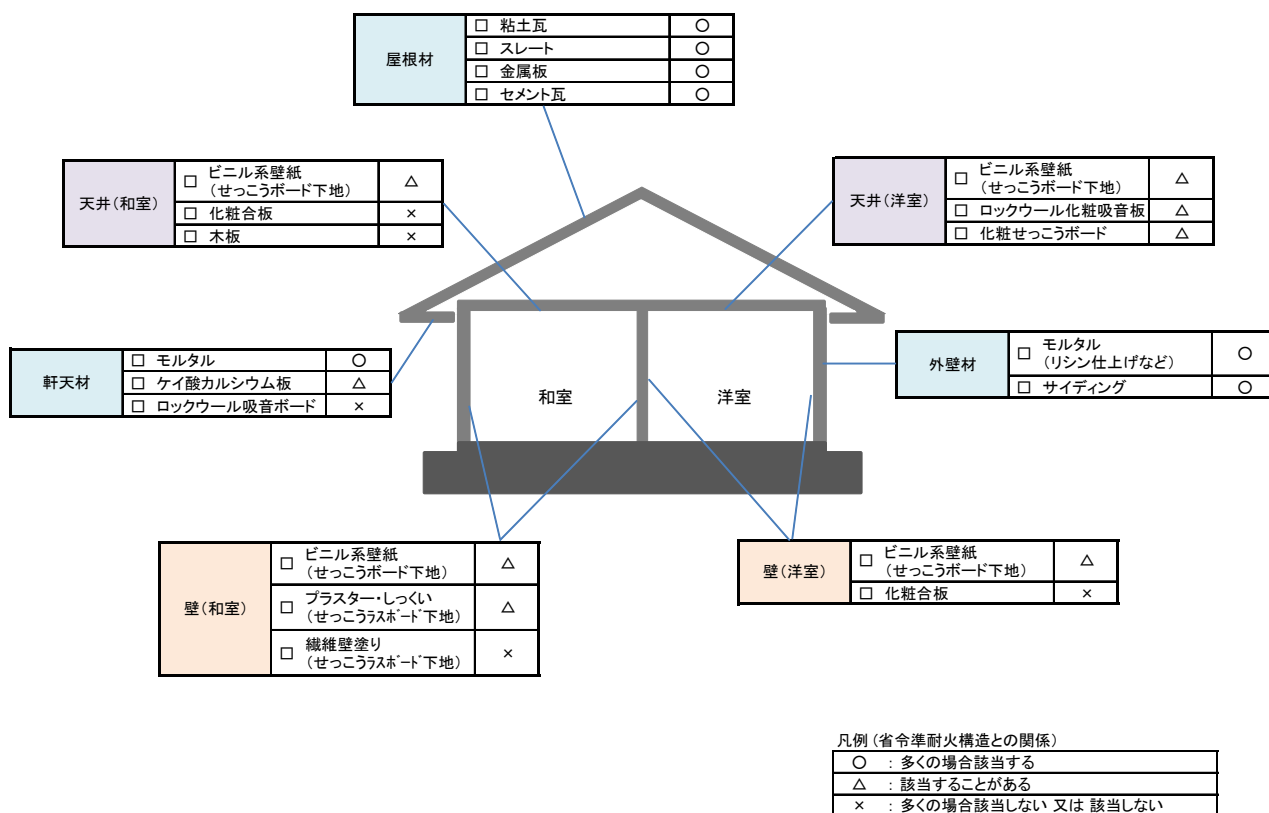


図6 既存木造住宅の省令準耐火構造関連部位の想定仕様(1980年代後半建設の住宅)

参考: 住宅金融公庫融資住宅 木造住宅工事共通仕様書(昭和61年)、住宅・建築主要データ調査報告 昭和62年度(住宅金融公庫)

④省令準耐火構造リフォームと他の目的のリフォームの関係について

省令準耐火構造のリフォームは、性能向上など他の目的のリフォームの実施をきっかけにして、お客様にお奨めして検討することが現実的と言えます。表2は、フルリフォームや断熱、耐震、美装などのリフォームを実施する場合に、省令準耐火構造（木住協仕様）に関連する部位の改修を付随的に実施できる可能性を想定し、その対応関係を示しています。省令準耐火構造（木住協仕様）に関連する部位は広範であり、すべての部位を木住協仕様に適合させるためには、現況の仕様が適合していたという極めて稀な場合を除き、フルリフォームまたはそれに近いかなり大掛かりな改修をしなければならない場合が多いと想定され、注意が必要です。

他の目的のリフォームの実施ケースは、イ．内部から改修工事を実施する場合、ロ．外部から改修工事を実施する場合、の2つに大きく分け、それぞれについて幾つかリフォームのケースを設定しています。

イ．内部から改修工事を実施するケース

a) 性能向上、美装リフォームを総合的に実施（フルリフォーム）

断熱、耐震、間取り変更、美装等の改修を、内部の壁および天井等の全面的な撤去を伴う方法により行うケースで、省令準耐火構造仕様の天井、外壁内壁・間仕切り壁、ファイヤーストップの工事を付随的に実施できる可能性がある。

b) 断熱性向上リフォームを実施するケース-1（充填断熱）

外壁及び天井の断熱改修を充填断熱により行うケースで、省令準耐火構造仕様の外壁内壁、ファイヤーストップ（天井と外壁の取り合い部）の工事を付随的に実施できる可能性がある。

c) 耐震性向上リフォームを実施するケース

外壁・内壁及び間仕切壁の補強により耐震改修を行うケースで、省令準耐火構造仕様の外壁内壁、間仕切壁、ファイヤーストップの工事を付随的に実施できる可能性がある。

d) 間取り変更リフォームを実施するケース

間取り変更を行うケースで、当該変更箇所に係る天井、間仕切り壁、ファイヤーストップ（天井と間仕切り壁の取り合い部）の工事を付随的に実施できる可能性がある。

ロ．外部から改修工事を実施するケース

e) 断熱性能向上リフォームを実施するケース-2（外張断熱）

屋根及び外壁の断熱改修を外張断熱により行うケースで、省令準耐火構造仕様の屋根、外壁、ファイヤーストップ（天井と外壁の取り合い部）の工事を付随的に実施できる可能性がある。

f) 美装リフォームを実施するケース（外装材）

屋根、軒裏及び外壁の交換や重ね張りによる美装リフォームを行うケースで、当該部位（屋根、外壁、軒裏、ファイヤーストップ）に係る省令準耐火構造仕様の工事を付随的に実施できる可能性がある。

表2 他のリフォームの実施に伴う省令準耐火構造リフォームの実施可能性

他の目的のリフォームの実施ケース・内容				省令準耐火構造関連部位の付随的なリフォームの実施可能性									
				屋根	軒裏	外壁	天井 (屋根直下)	天井 (屋根直下 以外)	外壁内壁	間仕切り壁	ファイヤース トップ (天井-外 壁)	ファイヤース トップ (天井-間仕 切り壁)	
イ 内部 から 改修	フル	a) 性能向上、美装リフォームを総合的に実施(フルリフォーム)	断熱、耐震、間取り変更、美装等の改修を、内部の壁および天井等の全面的な撤去を伴う方法により行う	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	断熱	b) 断熱性向上リフォームを実施-1 (充填断熱)	外壁の断熱改修を、内壁を撤去する方法により行う	×	×	×	×	×	○	×	×	×	
			天井(屋根直下)の断熱改修を、天井内に断熱材を敷き込む方法により行う	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
	耐震	c) 耐震性向上リフォームを実施 (壁の補強)	外壁内壁の補強を、既存壁の撤去を伴う方法により行う	×	×	×	×	×	△ 壁補強の箇所	×	△ 壁補強の箇所	×	
			間仕切り壁の補強を、既存壁の撤去を伴う方法により行う	×	×	×	×	×	×	△ 壁補強の箇所	×	△ 壁補強の箇所	
間取	d) 間取り変更リフォームを実施	間取り変更を、間仕切り壁、天井の撤去・新設を伴う方法により行う	×	×	×	△ 変更箇所	△ 変更箇所	×	△ 変更箇所	×	△ 変更箇所		
ロ 外部 から 改修	断熱	e) 断熱性向上リフォームを実施-2 (外張断熱)	屋根の断熱改修を、屋根材の撤去を伴う外張断熱工法により行う	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
			外壁の断熱改修を、外装材を撤去する方法により行う	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×
	美装	f) 美装リフォームを実施(外装材)	屋根の美装を、屋根材の撤去・交換または重ね張りの方法により行う	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
			軒裏の美装を、軒裏材の撤去・交換または重ね張りの方法により行う	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
			外壁の美装を、外壁材の撤去・交換または重ね張りの方法により行う	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×

凡例 ○:付随して実施が可能、△:付随して一部の実施が可能、×:関係しない

注)天井については野縁・野縁受け・吊木・ダウンライトなど、内壁については間柱・スイッチボックス・コンセントボックスなどの関連する部分についても仕様等が規定されており、交換など改修が必要になる場合があります

⑤設計段階、工事段階のチェック

省令準耐火構造リフォームの実施方針の確定後、基本計画・実施設計及び工事段階においては、省令準耐火構造（木住協仕様）の規定内容にしたがって、詳細な検討を行います。

- ・「木住協仕様マニュアル」（特記仕様書）を入手し、そこに挿入されている省令準耐火構造（木住協仕様）「設計用チェックリスト」「施工チェックリスト」を活用して、隣り合う部分等の現況の仕様に配慮して、工世上支障の少ない材料を選択し、規定通りの仕様・構造方法を実践するようにしてください。（図7）

木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅（木住協仕様）「設計用チェックリスト」

承認番号：520-4（平成25年4月11日／住機C発第15号（技支））

特記仕様書管理番号（

）表紙右上の通番を転記

項目	確認内容	日付
形式	建築物の形式 □木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅（□戸建、□長屋（連続建）、□長屋（重ね建）） □木造軸組工法による省令準耐火構造の共同住宅	/
屋根	屋根の仕様：該当仕様にチェック □不燃材料（告示仕様）で造る又は葺く 具体仕様（ ） □不燃材料（大臣認定）で造る又は葺く 具体仕様（ ） 認定番号：NM- □令第136条の2の2による大臣認定構造 具体仕様（ ） 認定番号：DR- □その他（特記仕様書1.2記載の仕様に限る） 具体仕様（ ）	/
外壁	外壁の仕様：該当仕様にチェック □防火構造（告示仕様）とする 具体仕様（ ） □防火構造（大臣認定）とする 具体仕様（ ） 認定番号： □外部の独立柱がある場合（外壁に準ずる） 具体仕様（ ） □外部に面するはりがある場合（外壁に準ずる） 具体仕様（ ）	/
軒裏	軒裏の仕様：該当仕様にチェック □防火構造（告示仕様）とする 具体仕様（ ） □防火構造（大臣認定）とする 具体仕様（ ） 認定番号：	/
内壁等	外壁の室内側の防火被覆 被覆材の種類：該当仕様にチェック □厚12mm以上のせつこうボード張り □厚9mm以上のせつこうボード2枚張り □厚7mm以上のせつこうラスボード張りの上に厚8mm以上のプラスター塗り（外壁を防火構造認定を受けたものとする場合に限る） □防火構造（□告示仕様、□大臣認定（認定番号： ）） 具体仕様（ ）	/
	間仕切壁の防火被覆 被覆材の種類：該当仕様にチェック □厚12mm以上のせつこうボード張り □厚9mm以上のせつこうボード2枚張り □厚7mm以上のせつこうラスボード張りの上に厚8mm以上のプラスター塗り □防火構造（□告示仕様、□大臣認定（認定番号： ）） 具体仕様（ ）	/
	防火被覆の目地部 □被覆材が1枚張りの場合、被覆材の目地は間柱又は当て木（ともに45mm角以上の木材）の上に設ける □被覆材が2枚張り目地が一致する場合、当該目地は間柱又は当て木（ともに45mm角以上の木材）の上に設ける	/
	壁の補助面材 □被覆材裏面に補助面材（特記仕様書記載材料に限る）を設ける：具体仕様（ 厚： mm）	/
	室内に面する柱 ※防火被覆を設けた壁の内部に含まれる柱を除く □無し □有り：該当仕様にチェック □所定の被覆を設ける □厚12mm以上のせつこうボード張り □厚9mm以上のせつこうボード2枚張り □厚7mm以上のせつこうラスボード張りの上に厚8mm以上のプラスター塗り □防火構造（□告示仕様、□大臣認定（認定番号： ）） 具体仕様（ ） □柱の断面寸法を105mm角以上とする（柱の露出面は2面以下に限る） □柱の断面寸法を120mm角以上又は105mm×150mm以上とする } □【フラット3S】、【フラット3S】Sを利用する →□耐火性基準に適合していることを確認	/
天井等	屋根直下の天井の防火被覆 被覆材の種類：該当仕様にチェック □厚9mm以上のせつこうボード2枚張り □厚9mm以上のせつこうボードの上に厚9mm以上のロックウール吸音板張り □厚12mm以上のせつこうボード張り	/
	床直下の天井の防火被覆 ※地盤の天井で下地が鉄筋コンクリート道のスラブでない部分を含む 被覆材の種類：該当仕様にチェック □厚9mm以上のせつこうボード2枚張り □厚9mm以上のせつこうボード2枚張りに厚9mm以上のロックウール吸音板張り □厚12mm以上の強化せつこうボード張り 目地部又は天井裏面の防火措置：該当仕様にチェック □被覆材の裏面（天井内部全面）に以下の断熱材を敷き込む □厚50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上） □厚50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上） □厚100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上） □被覆材の目地部（裏面）に以下の当て木を設ける □30mm×38mm以上の木材又は鋼材 □厚さ0.4mm×幅90mm以上の鋼板 □根太、野縁等の横架材 □被覆材を2枚張りとし、1枚目と2枚目の被覆材の目地をずらす	/

図7 木住協仕様「設計用チェックリスト」（抜粋）

⑥実績報告

住宅金融支援機構からの承認条件で、新築と同様にリフォームにおいても、年度末の実績調査への回答が必要になります。

6 省令準耐火構造の既存住宅をリフォームする場合

現在省令準耐火構造である既存木造住宅のリフォーム工事を行う場合は、次の点に留意することが必要と考えられます。

- ・当該リフォーム工事が、省令準耐火構造（木住協仕様）に関連する部分の工事を含んでいる場合、原則として当該部位を省令準耐火構造仕様に適合するように改修計画を立案し、お客様と協議を行い、方針を確定するようにしてください。その際、他の目的のリフォーム工事と、省令準耐火構造仕様の堅持のための工事が、費用面でバランスのとれたものとなるように、検討・提案を行うことが望ましいと言えます。
- ・ただし、お客様が現行仕様を大きく変更したい要望がある場合など、リフォーム後において省令準耐火構造仕様に適合させることが甚だ合理性を欠いている場合には、お客様の了解を得た上で、省令準耐火構造に適合しない仕様に改変することを検討することが現実的と言えます。（お客様の了解を取り付ける際に、お客様に対し、保険料が現在より高くなることを説明することが必要です。）